

北海道高文連関係の各種大会・コンクール等における
感染拡大予防ガイドライン
<令和4年7月5日一部改正>

<はじめに>

新型コロナウイルス感染症については、変異株の拡大等、引き続き警戒が必要な状況にあります。このような中、高校生が集まる大規模な大会やコンクール等（以下「大会等」という。）を開催するに当たっては、十分な感染防止対策を講じ、大会等に参加する生徒はもちろんのこと、大会等の運営に携わるスタッフや観客の安全を守る必要があります。

そこで、大会等の開催に当たって、主催者の参考となるよう、留意すべき事項についてガイドラインとしてまとめましたので、本ガイドラインも参考にしながら一層の感染防止対策に努めていただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、大会等の運営における一般的な留意事項をまとめたものであり、競技、演技、演奏、発表等（以下「競技」という。）の実施に当たっては、各文化芸術団体等が策定しているガイドライン等も踏まえて実施してください。

また、本ガイドラインにつきましては、今後新たな情報や知見が得られた場合には必要に応じて見直してまいります。

1 大会等の運営

（１）大会等の実施

- ・大会等の開催要件等について、開催地の市町村の指針等を事前に確認すること。
観客を入れる場合には、収容率及び人数制限についても確認をすること。
- ・事前に確認した以後に、開催地が新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置区域となった場合には、改めて開催要件等について確認すること。
- ・全国的に緊急事態宣言が発令された場合や、開催地における医療体制がひっ迫し大会等の開催期間中に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応が困難となった場合等には、速やかに中止や延期を検討すること。

（２）感染防止の責任者の配置

- ・大会等の開催に係る新型コロナウイルスへの感染防止の責任者を配置すること。大会等が複数の会場で実施される場合には、会場ごとに当該会場における責任者も合わせて配置すること。
- ・大会等の開催に当たり、体調不良者への対応や検査等において医療機関との連携が必要となる場合を想定し、大会等の会場付近の医療機関とあらかじめ受診や検査等について調整を行うこと。
- ・参加する学校（複数の学校が合同で参加する場合には代表校）や団体ごとに、当該学校等の参加者における感染防止の責任者を配置させること。

（３）感染防止措置の周知

- ・感染防止のため実施すべき事項や大会等に参加する生徒、引率者等（以下「参加者」という。）が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、周知すること。

（４）開会式等

- ・開会式、抽選会、表彰式等を実施する場合は、必要最小限の出席者とする。
- ・出席者にはマスクを着用させること。
- ・整列する際は、周囲の人となるべく距離（※）を空けさせること。
（※）感染予防の観点からは、できるだけ2mを目安に（最低1m）の距離を空けること。

2 大会等の参加校及び参加者への周知・要求事項

(1) 体調管理

- ・参加者の健康管理や参加の可否の判断、感染が発生した場合の連絡体制等の手順について策定し、あらかじめ参加者に対して周知すること。
- ・参加者に対して、大会等に参加するおよそ7日前からの体温や体調等について提出させ確認すること。
- ・大会等開催中は、参加者に対して毎日体温や体調等について提出させ確認すること。
- ・提出させた書面は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、少なくとも1か月以上の保存期間を定めて保存しておくこと。
- ・発熱や咳等の症状がある参加者については、速やかに医療機関等への相談・受診を行わせ、かつ検査を受けさせた上で大会に参加等させること。(同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合も同様)。
- ・大会等の終了後に参加者の感染が判明した場合は、主催者に速やかに報告させること。

(2) マスクの着用等

- ・参加者に対してマスクを準備させ、競技中を除き原則として大会中は着用させること。
- ・マスクを着用して運動を行った場合、十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があることや熱中症のリスクが高くなること、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩をとること等、無理をしないことについて注意喚起すること。

(3) 移動、ミーティング等での留意事項

- ・参加者は、移動、ミーティング等においても、三つの密を避ける、会話時にマスクを着用する等、感染対策に十分配慮させること。
- ・大会等の参加に際して飲食を伴う壮行会、祝勝会等の開催は控えさせること。特に他の学校との競技外での交流は厳に控えさせること。

(4) 十分な距離の確保

- ・競技中以外は、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けさせること。
(※) 感染予防の観点からは、できるだけ2mを目安に(最低1m)の距離を空けること。

(5) 大会中の留意事項

- ・タオルや飲み物等の共用はさせないこと。
- ・ハイタッチ、握手等を控えさせること。
- ・本番やりハーサル等の入れ替えの際には、十分な時間を設定したり、出場校同士が接触しないようにする等の配慮を行うこと。

(6) 飲食

- ・指定場所以外で行わせないこと。
- ・飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行わせること。
- ・飲料はペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップを使用させ、共有させないこと。
- ・周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底させること。
- ・会話をする時はマスクを着用させること。
- ・指定場所は換気を十分に行うこと。
- ・飲みきれなかった飲料等を指定場所以外に捨てさせないこと。

(7) 宿泊や移動

- 宿舍は可能な限り、部屋の人数を削減し、他の参加者の部屋に集まることがないようにすること。なお、ミーティング等については密とならないよう配慮すること。
- 食事の際は、黙食を徹底し、会話をするときは必ずマスクを着用すること。
- 入浴などの際は、宿泊施設のガイドライン等に従うこと。
- 大会等の会場への移動を除き、原則として宿泊施設からの外出は控え、外部との接触を避けること。
- 移動に当たっては、密とならないよう配慮すること。また、極力外部との接触の機会を減らすこと。
- 全道大会など他の管内に移動する場合は、極力人流を減らす観点から、参加者を厳選すること。
- 開催地に移動する場合は、常にマスクを着用し、会話を控えることはもとより、バス等の車両で移動する際は、車両の換気に加え、定期的に休憩を取り、車外に出るなどの対策を行うこと。

3 会場設営等

(1) 手洗い場所

- 参加者が手洗いをこまめに行えるよう、手洗い場に石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- 「手洗いは30 秒以上」等の掲示をすること。
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること、または手洗い後に手をふくために参加者にマイタオルを持参させること。
- 布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。
- 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

(2) 更衣室、控え室、休憩スペース

- 更衣室、控え室、休憩スペース等（以下「更衣室等」という。）は感染リスクが比較的高いことに留意すること。
- 更衣室等の広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること。ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じること。
- 更衣室等では、原則としてマスクを着用させること。また、会話や食事は控えさせること。
- 更衣室等で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること。
- 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。
- 入退室の前後での手洗いを促すこと。手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を促すこと。

(3) 洗面所（トイレ）

- 洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意すること。
- トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること、または参加者にマイタオルの持参を求めること。
- 布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。
- 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。
- 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

(4) 用具の管理

- ・共有する用具等はこまめに消毒すること。
- ・参加者に用具の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者を特定できる工夫をすることともに、貸出前後に消毒すること。
- ・用具等の搬入・搬出、設置の際は、十分な時間を設定する等の配慮を行うこと。

(5) 観客の管理

- ・観客を入場させる場合には、開催地の市町村に収容率及び人数制限について確認し、対応すること。
- ・ステージを利用する場合は、ステージ端から観客との距離（※）を十分確保すること。
（※）感染予防の観点からは、できるだけ2mを目安に（最低1m）の距離を空けること。
- ・大声での声援を送らないことや会話を控えること、マスクを着用すること等の留意事項を周知すること。
- ・大声を出す者がいた場合は個別に注意等を行うこと。
- ・マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で販売すること等により、マスク着用率100%を担保すること。
- ・参加者と観客が競技の前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じること。
- ・観客の休憩時間や入退場時の密集回避（時間差入場等）、会話の抑制の周知を行うこと。

(6) 大会等の会場の環境

①換気

- ・室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の十分な換気を行うこと。

②施設の維持管理

- ・施設等の床をこまめに清掃するなど、関係法令等に従った適切な管理について、感染拡大防止の観点から改めて徹底すること。

(7) 施設の入口

- ・大会等の施設の入口に手指の消毒設備を設置すること。
- ・参加者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること。

(8) ゴミの廃棄

- ・参加者に対しゴミ（マスクや鼻水、唾液等がついたもの等）を持ち帰らせることを義務付けるとともに、その内容を周知すること。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用するとともに、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒させること。

(9) 清掃・消毒

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃すること。
- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、毎日、競技の開始前、開始後に清拭消毒すること。
- ・手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で構わないが、手が触れる可能性がある体育館の床等は上記（6）②のとおり適切に清掃・消毒すること。

(10) 大会運営スタッフの管理等

- ・参加者に準ずる健康管理を行うこと。
- ・発熱又は風邪等の症状がみられる大会運営スタッフについては、参加を自粛させること。
- ・原則として、常時マスクを着用させること。